

山形市お宝活用キャラクター使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別記様式第1号に定める山形市お宝活用キャラクター「はながたべニちゃん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（キャラクターの使用）

第2条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 山形市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 次条第2項の規定による承諾を受けないで営利を目的として使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適当と市長が認める場合

（使用手続）

第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ山形市お宝活用キャラクター使用届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 営利を目的としてキャラクターを使用するものは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ山形市お宝活用キャラクター使用承諾申請書（別記様式第3号）に、必要な書類を添付して市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承諾するものとする。

4 市長は、キャラクターの使用の承諾をしたときは山形市お宝活用キャラクター使用承諾通知書（別記様式第4号）を、当該承諾をしなかったときは山形市お宝活用キャラクター使用不承諾通知書（別記様式第5号）を、第2項の規定による申請を行ったものに交付するものとする。

（承諾内容の変更）

第4条 前条第3項の規定によりキャラクターの使用の承諾を受けたもの（以下「受諾者」という。）が、承諾キャラクターの使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山形市お宝活用キャラクター使用内容変更申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用の内容の変更を承諾するものとする。

3 市長は、キャラクターの使用の内容の承諾をしたときは山形市お宝活用キャラクター使用内容変更承諾通知書（別記様式第7号）を、当該承諾をしなかったときは山形市お宝活用キャラクター使用内容変更不承諾通知書（別記様式第8号）を、第1項の規定による申請を行ったものに交付するものとする。

（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 キャラクターの使用の承認の期間は、当該承認の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は、これを妨げない。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）キャラクターの使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- （2）キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- （3）キャラクターを使用した商品等については、その完成後、速やかにこれを市長に提出すること。ただし、当該商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、当該商品等の提出に代えることができる。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、キャラクターの使用について条件を付することができる。

3 使用者は、前項の条件を遵守しなければならない。

（権利の設定等の禁止）

第8条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第9条 受諾者は、この承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（使用者の違反等に対する取扱い）

第10条 市長は、使用者（受諾者を除く。）が第7条第1項各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合は、そのキャラクターの使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

（受諾者の違反等に対する取扱い）

第11条 市長は、受諾者が第7条第1項各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合は、そのキャラクターの使用の承諾を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承諾を取り消したときは、当該承諾を取り消されたもの（以下「被取消者」という。）に対し、山形市お宝活用キャラクター使用承諾取消通知書（別記様式第9号）を速やかに交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用の承諾を取り消した場合において被取消者に生ずる損害については、その責めを負わない。

（責任の制限）

第12条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、山形市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第13条 キャラクターの使用の取扱いに関する庶務は、商工観光部山形まると推進課において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用の取扱いに関する必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）



様式第2号（第3条関係）

山形市お宝活用キャラクター使用届出書（営利目的外使用）

年 月 日

（宛先）山形市長

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

次のとおり山形市お宝活用キャラクターを使用したいので届け出ます。

なお，使用に際しては，山形市お宝活用キャラクター使用取扱要綱の規定を遵守します。

1 使用目的及び使用方法

2 使用時期

3 連絡先（担当者名，電話番号等）

様式第3号（第3条関係）

山形市お宝活用キャラクター使用承諾申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

次のとおり山形市お宝活用キャラクターを使用したいので申請します。

なお、使用に際しては、山形市お宝活用キャラクター使用取扱要綱の規定を遵守します。

- 1 使用対象物
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用時期
- 4 連絡先（担当者名、電話番号等）

キャラクターを使用する位置等を示した図案，レイアウト，原稿等を添付してください。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

山形市お宝活用キャラクター使用承諾通知書

様

山形市長

印

年 月 日付けで申請のありました山形市お宝活用キャラクターの使用については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

2 承諾番号 第 号

3 使用条件

様式第 5 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

山形市お宝活用キャラクター使用不承諾通知書

様

山形市長

印

年 月 日付けで申請のありました，山形市お宝活用キャラクターの使用については，次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第 6 号（第 4 条関係）

山形市お宝活用キャラクター使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

電話番号

承諾番号第 号により承諾を受けた使用内容について，次のとおり変更したいので申請します。

（変更内容）

キャラクターを使用する位置等を示した図案，レイアウト，原稿等を添付してください。

様式第7号（第4条関係）

第 号
年 月 日

山形市お宝活用キャラクター使用内容変更承諾通知書

様

山形市長

印

年 月 日付けで申請のありました，山形市お宝活用キャラクターの使用内容の変更については，次のとおり承諾します。

1 承諾内容

2 承諾番号 第 号

様式第 8 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

山形市お宝活用キャラクター使用内容変更不承諾通知書

様

山形市長

印

年 月 日付けで申請のありました，山形市お宝活用キャラクターの使用内容の変更については，次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第9号（第11条関係）

山形市お宝活用キャラクター使用承諾取消通知書

年 月 日

様

山形市長

印

年 月 日付け承諾番号第 号で承諾した山形市お宝活用キャラクターの使用については、次の理由によりその承諾を取り消します。

理由